

No.	分類	意見要旨	対応
1	① 自然 環境 保全	・利用ゾーンの中に、実験・観察ゾーンのようなものを設けてはどうか。（嶽山副部長） ・利用・保全・保護の全部に、実験・観察が必要になると思う。（高田部会長）	【意見を踏まえて対応】 実験や観察が必要になる箇所・エリアは、今後、ゾーニング図Bに明示し、公園管理上注意していきます。
2		・図Aのような形で明確に色分けすることがどこまで馴染むか疑問。役人的には、線を引かれると機械的な管理になりがち。伐採で問題になった広場も利用ゾーンになっているが、樹木1本1本を見ながら保全の必要性を検討すべき。明確に色分けをすること自体の必要性を検討いただきたい。（小柳委員代理）	【意見を踏まえて対応】 ①ゾーニング図の作成、②実際に樹木管理を行う際の合意形成、③工事着手前段階における情報発信の3段階のプロセスを定め、管理側と利用者側で、あらかじめ伐採時の手順を共有するねらいがあります。この考え方について明確にするため、「樹木管理に係る合意形成フロー図」を新規作成しました。
3		・ゾーニングの考え方と、それを表現する言葉や、図での表現の仕方は工夫していく必要がある。（高田部会長）	【意見を踏まえて対応】 ゾーニングの表現については、資料に各ゾーンの対象物を明示したほか、ゾーニング図Aには「自然環境保全の目標」と「樹木管理の手法」を明示しました。また、「樹木管理に係る合意形成フロー図」を新規作成し、ゾーニングの目的等を明示しました。
4		・いろんな方がこれは大事だと言うものは、一般論ではなく、特定の物件を指しているもので、個別に扱う必要がある。明石公園では、大事なものははっきり明確になっているので、まずそれをどうするか個別に整理したうえで、全体として、これからの部分についてゾーニングするという形がよいのではないかと。（村上委員）	【意見を踏まえて対応】 個別に大事なものについてはゾーニング図Bにおいて明確にし、管理上配慮することとし、常に情報を更新し続けることを想定しています。
5		・石垣には大事な植物や生物が多いことを資料に明記していただきたい。（小林委員）	【意見を踏まえて対応】 ゾーニング図Bに明記しました。
6	ゾーニング図B	・今後も生き物の種類や、ゾーンを増やしていく等の充実が必要になる。（小林委員） ・ゾーニング図は、協議の場でも検討していきたい。（嶽山副部長）	【部会、今後立ち上げる協議の場において検討】 ゾーニング図Bは、協議の場でも継続して更新していく予定です。 また、1枚だけでなく、図の目的や用途によって複数枚作成する等の対応もありうると考えています。
7		・樹木に限らず公園で大切にしたいものを認定していく作業を、管理者だけでなく皆で共有していけると良い。（高田部会長）	【今後立ち上げる協議の場において検討】 今後立ち上げる協議の場において、利用者や専門家等の声を聞きながら、検討していきます。
8	合意形成ルール 情報発信ルール	・一般市民からすると、日常の維持管理と特別な維持管理の違いは全く分からないと思うので、それぞれが具体的にどういうものなのかということは、一般の方でも分かりやすいように示されたほうがよい。（小柳委員代理）	【意見を踏まえて対応】 特別な維持管理の区分について、より明確にするため表現を訂正しました。 また、特別な維持管理、日常の維持管理のそれぞれについて、具体例を明示しました。
9		・特に直近で問題になったようなところは、現地説明会等の丁寧な対応をするほうがよい。分類の仕方や、合意形成・情報発信ルールは議論の余地があると感じる。（小柳委員代理） ・日常の維持管理と特別な維持管理は同じでよいのではないかと。日常の維持管理についても、現地説明会等、同じレベルでやっていければよい。（嶽山副部長）	【意見を踏まえて対応】 関係者間で運用に関する事例がある程度蓄積されるまでの間は、日常の維持管理についても現地説明会を実施していきます。それにより、分類の仕方や合意形成ルールが仕分けされていくと考えています。
10		・本丸での樹木伐採は、日常の維持管理ではなく特別な維持管理だと理解していたが、仮に、今後、同様の事象が起きたときにはどちらに分類されるのか。（小柳委員代理）	今回の本丸での樹木伐採については、景観確保のための面的伐採という観点から特別な維持管理に分類されます。 なお、今後は、石垣周辺の樹木については、その1本1本について丁寧に確認し、対応を検討することとしています。
11	② 協議 の 場	管理運営計画 ・協議の場では、公園の管理運営計画を策定し、定期的に見直しをしていくことが理想。長期的な計画を議論するような場を目指していただき、それが県の施策にしっかりと位置づけられることを期待したい。（嶽山副部長）	【県において検討】 公園の将来的な管理運営計画については県において作成していきます。なお、作成にあたっては、協議の場の意見を聞きながら検討を行います。